

## [事案 2022-302] 契約解除取消等請求

・令和5年7月25日 裁定終了

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和4年7月、睡眠時無呼吸症候群の検査のために入院したことから、令和3年4月に契約した医療保険（契約①）にもとづき入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかった。また、契約①と同時期に契約した定期保険（契約②）も同様に解除された。しかし、以下等の理由により、契約①の解除を取り消すか、契約時に保険会社のコールセンターの案内で、保険料を終身払から65歳払込終了に変更したので、その差額を返還してほしい。

- (1) 不眠症を病気として認識しておらず、体質と解釈していたし、病院でも診察等の具体的な医療行為はなく、希望する睡眠導入剤を処方してもらうだけのやり取りであった。
- (2) 健康診断の結果、再検査項目はひとつもなく、自分は健康体であるから保険の引受けに支障はないはずである。
- (3) 契約①②は、保険会社のコールセンターの助言に従って契約したが、オペレーターから、保険料終身払よりも、月3万円程度上乘せすれば、契約①は65歳で払込満了にすることができると案内された。この差額は、将来の保障に係る保険料を先払いしていると理解していた。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、平成28年4月から令和4年8月までの間に、毎月1~3回通院し、不眠症、高血圧症等の病名告知を受けて、治療・投薬を受けていたにもかかわらず、告知しなかった。
- (2) 告知事項は、医師の診察等を受けたことがあるか否かという外形的事実の有無を質問するものであり、これに該当するか否かは客観的に判断されるものである。
- (3) 申立人が証拠として提出した健康診断の結果は、告知手続後の健康状態に関するものであり、告知義務違反の判断に影響するものではない。
- (4) 申立人から当社コールセンターへの入電記録を調査したところ、該当する入電記録は確認できなかった。また、匿名での入電も含めて、オペレーターが65歳払込満了の医療保険への加入を進言した入電記録を調査したが、該当する連絡は確認できなかった。
- (5) 契約①は、月額保険料が加入期間に応じて上下しない平準的な保険料を内容とする商品であり、将来の病気やケガが発生する危険度を算定し、保険料の払込期間に応じて毎月の保険料が算出されている。仮に終身払を選択していたとしても、保険料の算出方法自体は同一である。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。